

# ご遺族支援コーナー ご利用のしおり

～ご遺族の方の  
今後の様々な  
お手続きのご案内～

## ご遺族支援コーナー 【予約制】

オンライン予約  
「ご遺族支援予約サイト」

ご予約は 24 時間、  
4 開庁日前まで受け付けております。  
※メンテナンス時を除く



手続きガイド

必要なお手続きをご案内します。  
ご自身で手続きされたい方も、  
こちらをご参考ください。



オンライン予約やご遺族支援コーナーの案内は下記 URL からも見られます。

URL:[https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/43/okuyami\\_goizokushien/6568.html](https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/43/okuyami_goizokushien/6568.html)

電 話 : 046 (260) 5014

受付時間 : 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

大和市役所 市民課



ご遺族のみなさまへ

このたびのご親族のご不幸につきましては、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、葬儀等に関する不安もあるなか、今後、医療保険や市税等など、さまざまな申請や届出に関する手続きをいただく場合が生じると存じます。

大和市では、それらを少しでも分かりやすく簡易に済ませていただけるよう「ご遺族支援コーナー」を設け、「ご遺族支援コンシェルジュ」を配置して、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞご活用ください。

大 和 市 長      吉 谷 田 力



## 【ご遺族支援コーナーご利用について】

お葬式を終えて落ち着かれてから、市役所の各手続きをお願いします。  
ご遺族のみなさまに寄り添い、各種手続きの窓口をご案内します。

**予約制**となりますので、ご利用の際は、ご遺族支援コーナーまでご連絡ください。

### ご遺族支援コーナー（大和市市民課）

ご予約は4開庁日前まで、オンラインもしくはお電話にて承っております。

### オンライン予約サイト「ご遺族支援予約サイト」

右の二次元バーコードよりご予約ができます。

オンライン予約は24時間受け付けます。

※メンテナンス時を除く。

(URL)

<https://ttzk.graffer.jp/city-yamato-shiminka/booth-reserve/pages/6327198181960208172/reservation-time>

電 話：046(260)5014

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時

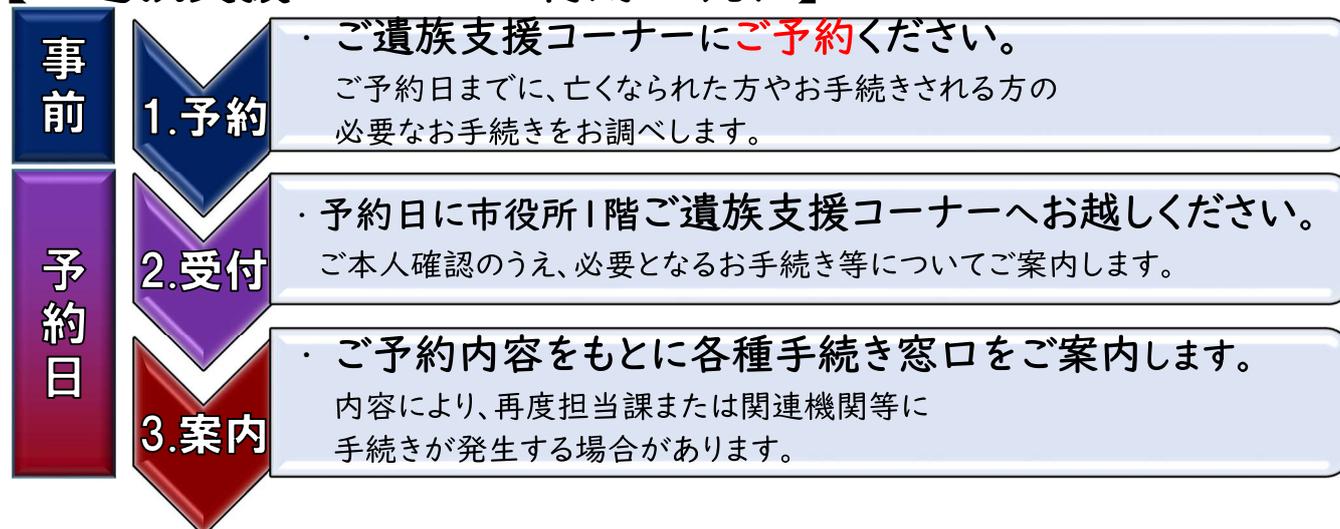
※ご希望の日時にご予約いただけない場合があります。

※状況により、ご予約いただいた方もお待ちいただく場合があります。

※主に市役所に係るお手続きのご案内となります。



## 【ご遺族支援コーナーご利用の流れ】



## 【ご来庁時の主な持ち物】

手続きによって必要なものは異なりますが、一般的に必要なものは以下の通りです。

### ●亡くなられた方(お持ちの場合)

- 資格確認書
- 国民健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療保険被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 障がい者手帳など

### ●来庁される方

- 予約番号
- 本人確認書類
- [1点確認] 運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カードなど
- [2点確認] 資格確認書・健康保険または介護保険の被保険者証・年金手帳など

- 認印(朱肉を使うもの)

※保険年金課で葬祭費の請求がある場合は、以下もお持ちください

- 喪主の方ご名義の銀行口座がわかるもの  
(預金通帳、キャッシュカード等)

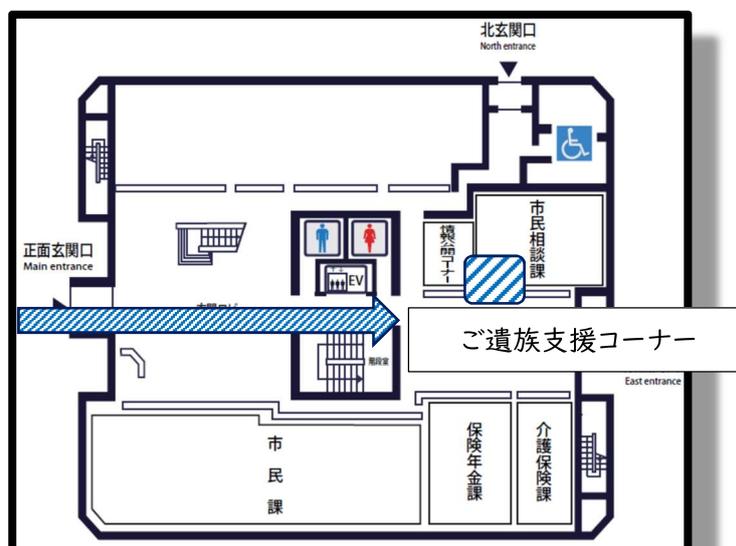
### 【亡くなられた方が国民健康保険被保険者の場合】

- 会葬礼状または葬祭費用の領収書(コピー可)  
※喪主のフルネーム及び死亡被保険者のフルネームが記載されているもの

### 【亡くなられた方が後期高齢者の場合】

- 会葬礼状または葬祭費用の領収書または請求書(コピー可)  
※喪主のフルネーム及び死亡被保険者のフルネーム、葬祭日が確認できるもの。なお、内容不備の場合に備えるため、喪主および来庁者の認印(朱肉を使うもの)をご持参ください。

## 【ご遺族支援コーナー案内図】 大和市役所1階

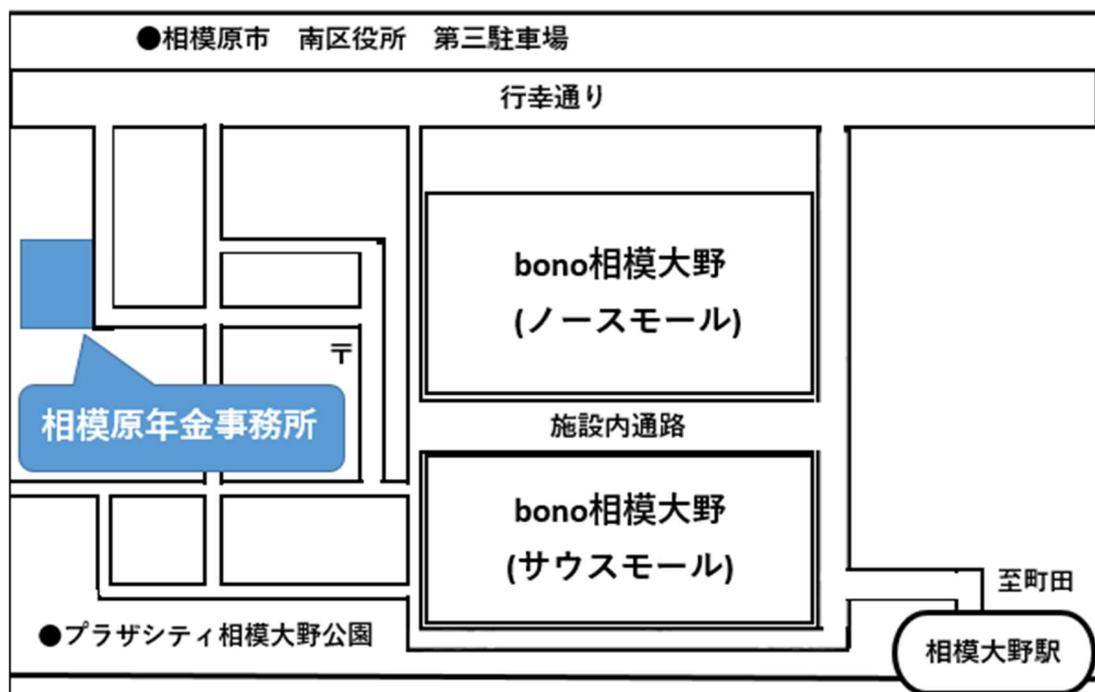


## 【年金に関する手続き】

・年金加入状況等により手続き内容が異なりますので、日本年金機構相模原年金事務所、またはご遺族の方がお住まいのお近くの年金事務所へお問い合わせください。

### ◆日本年金機構 相模原年金事務所

所在地	〒252-0388 神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6
電話番号	042-745-8101 (代表・自動音声案内)
受付時間	平日(月曜～金曜) 午前8時30分～午後5時15分まで 週初の開所日: 午前8時30分～午後7時まで 第2土曜: 午前9時30分～午後4時まで
交通案内	小田急線「相模大野駅」下車徒歩8分
駐車場	相模原市南区合同庁舎(南区役所)第三駐車場をご利用ください。



・会社等の年金に加入中の方は、会社等の年金担当の方など、直接加入先にお問い合わせください。また、年金受給中の場合は、年金支給ハガキ等に記載されている連絡先にお問い合わせください。

## 【市役所の手続き】

お亡くなりになった方が下記の事項に該当する場合は、担当課等にて手続きが必要になります。  
詳しくは、各手続き窓口までお問い合わせください。「ご遺族支援コーナー」もご利用ください。

主な手続きの種類	手続きの内容	手続き窓口
共通	<p>[手続き] 18歳以上の方が3人以上の世帯で、世帯主が亡くなったとき、世帯主変更が必要です。</p> <p>[必要なもの] <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 委任状(別世帯の方が手続きする場合)</p>	<p>市民課 [本庁1階] (住民異動係) 046-260-5109 (証明交付係) 046-260-5365</p>
	<p>印鑑登録証 住民基本台帳カード 通知カード (マイナンバー) 個人番号カード (マイナンバー)</p> <p>・手続き及びカード返納の必要はありません。</p> <p>※マイナンバーについては、亡くなられた方が契約していた生命保険や他の相続等で、亡くなられた方のマイナンバーが必要となる可能性があるため、各種手続きが終わるまで保管しておくことをおすすめします。なお、亡くなられた方の住民票の除票にマイナンバーを記載することはできません。</p>	
	<p>特別永住者証明書</p> <p>[手続き] 特別永住者証明書の返納</p> <p>[必要なもの] <input type="checkbox"/> 亡くなった方の特別永住者証明書</p>	
健康保険	<p>国民健康保険 後期高齢者医療</p> <p>オンライン申請できる 保険年金関係の手続きは こちらから (マイナポータル)</p>  <p>[手続き] ・被保険者資格喪失の手続き ・葬祭費の請求</p> <p>[必要なもの] <input type="checkbox"/> 亡くなった方の資格確認書もしくは被保険者証 <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書または会葬礼状(喪主の氏名記載) <input type="checkbox"/> 銀行口座(喪主の口座) <input type="checkbox"/> 認印(喪主および来庁者、朱肉を使うもの) <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(運転免許証等)</p>	<p>保険年金課 [本庁1階] (保険給付係) 046-260-5115 (高齢者保険係) 046-260-5122</p>
	<p>社会保険・共済組合等</p> <p>・会社や組合の保険担当の方にお問い合わせください。</p>	
<p>介護保険</p>	<p>[手続き] 介護保険被保険者証の返納</p> <p>[必要なもの] <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証</p>	<p>介護保険課 [本庁1階] 046-260-5169</p>
<p>障がい福祉</p> <p>・各種障がいなどの手帳 ・重度心身障がい者医療費助成 ・自立支援医療</p>	<p>[手続き] 手帳・医療証・受給者証等の返納</p> <p>[必要なもの] <input type="checkbox"/> 各種障がいなどの手帳・医療証・受給者証</p>	<p>障がい福祉課 [保健福祉センター5階] 046-260-5665</p>

主な手続きの種類		手続きの内容	手続き窓口
税	市税の納税 (市民税・固定資産税)	・当市に個人市県民税・固定資産税の納税義務のある方が死亡された場合、その関係書類を受領する相続人代表者の届出(相続人代表者届出書)が必要です。 詳しくは、個人市県民税については市民税課、固定資産税については資産税課までお問い合わせください。	[本庁2階] 市民税課 046-260-5232 資産税課 046-260-5236 収納課 046-260-5242
	口座振替	・亡くなった方の口座から市税等を口座振替していた場合、口座の変更等が必要となります。	
	バイク等のナンバー (125cc以下)	[手続き] 名義変更または廃車の手続 [必要なもの] <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート(廃車の場合) <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(運転免許証等)	市民税課 [本庁2階] 046-260-5231
こども も 関 連	・子ども医療費助成 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等 医療費助成等	・お問い合わせください。	こども総務課 [保健福祉センター2階] 046-260-5608
そ の 他	農地の相続	・農業委員会への届出が必要です。	農業委員会事務局 [本庁4階] 046-260-5137
	下水道受益者負担金	・お問い合わせください。	下水道経営課 [本庁4階] 046-260-5468
	市営住宅	・お問い合わせください。	まちづくり総務課 [本庁4階] 046-260-5422
	生活保護	・お問い合わせください。	生活援護課 [保健福祉センター5階] 046-260-5615

保健福祉センターなど各施設の場所については9ページをご覧ください。

## 【市役所以外の手続き】

	主な手続きの種類	手続きの内容	手続き窓口
国・県等	所得税	・死亡した年の収入の申告が必要な場合がありますので、税務署にご相談ください。	大和税務署 046-262-9411
	相続税	・相続税の申告が必要な場合がありますので、税務署にご相談ください。	
	相続登記の申請	・亡くなった方の土地・建物を相続する方は、土地・建物を所管する法務局に相続登記の申請が義務化されました。詳しくは法務局に直接ご相談ください。	横浜地方法務局 大和出張所 046-261-2645
	運転免許証の返還		大和警察署 046-261-0110
	軽自動車の名義変更・廃車等		軽自動車検査協会 (神奈川事務所相模支所) 050-3816-3120
	普通自動車・大型バイク(125ccを超えるもの)の名義変更・廃車等		神奈川運輸支局 (相模自動車検査登録事務所) 050-5540-2037
	県営住宅に入居中の方		神奈川県庁 045-210-1111 (代表)
	雇用保険(失業保険)受給中の方		ハローワーク大和 (職業安定所) 046-260-8609
	上下水道料金の精算や名義変更等		神奈川企業庁 大和水道営業所 046-261-3256
	特定疾患の医療証をお持ちの方		神奈川県厚木 保健福祉事務所 大和センター 046-261-2948
官公庁以外	クレジットカードの失効手続き等	クレジット会社にお問い合わせください。	
	生命保険の請求等	加入している生命保険会社にお問い合わせください。	
	電気・ガス・電話・NHK・インターネットなどの精算・名義変更	領収書等に記載されている会社にお問い合わせください。	
	預金のお手続き等	金融機関にお問い合わせください。	

## 【戸籍証明書等の請求について】

亡くなられた方の各お手続き先では、戸籍証明書等が必要となる場合があります。

市役所や各分室・連絡所で戸籍証明書等を請求することができます。

また、令和6年3月1日より、大和市以外の戸籍証明書等を請求できるようになりました（広域交付）。

なお、戸籍証明書の取得には、正確な本籍地・筆頭者を記入する必要があります。

## 【広域交付による戸籍証明書等の請求について】

### ●大和市が本籍地の場合

- ・請求できる方は、本人・配偶者・直系（父母、祖父母、子、孫など）に当てはまる方、および、当てはまる方に委任された代理人の方になります。顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）であれば1点、そうでない本人確認書類（健康保険証、年金手帳、社員証など）については2点お持ちであれば請求できます。また、委任された代理人の方の場合は、委任状が必要になります。
- ・大和市が本籍地の場合は、郵送、オンラインによる請求もできます。

### ●大和市以外が本籍の広域交付の場合

- ・請求できる方は、本人・配偶者・直系（父母、祖父母、子、孫など）で、顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をお持ちの方に限ります。
- ・市役所本庁舎の窓口では、戸籍の全部事項証明書・除籍の全部事項証明書を取得できます。
- ・各分室と連絡所の窓口では、戸籍の全部事項証明書のみ取得できます。
- ・広域交付の請求は、窓口のみの対応となります。

※亡くなられた方の戸籍に死亡の記載がされるには、日数がかかります。

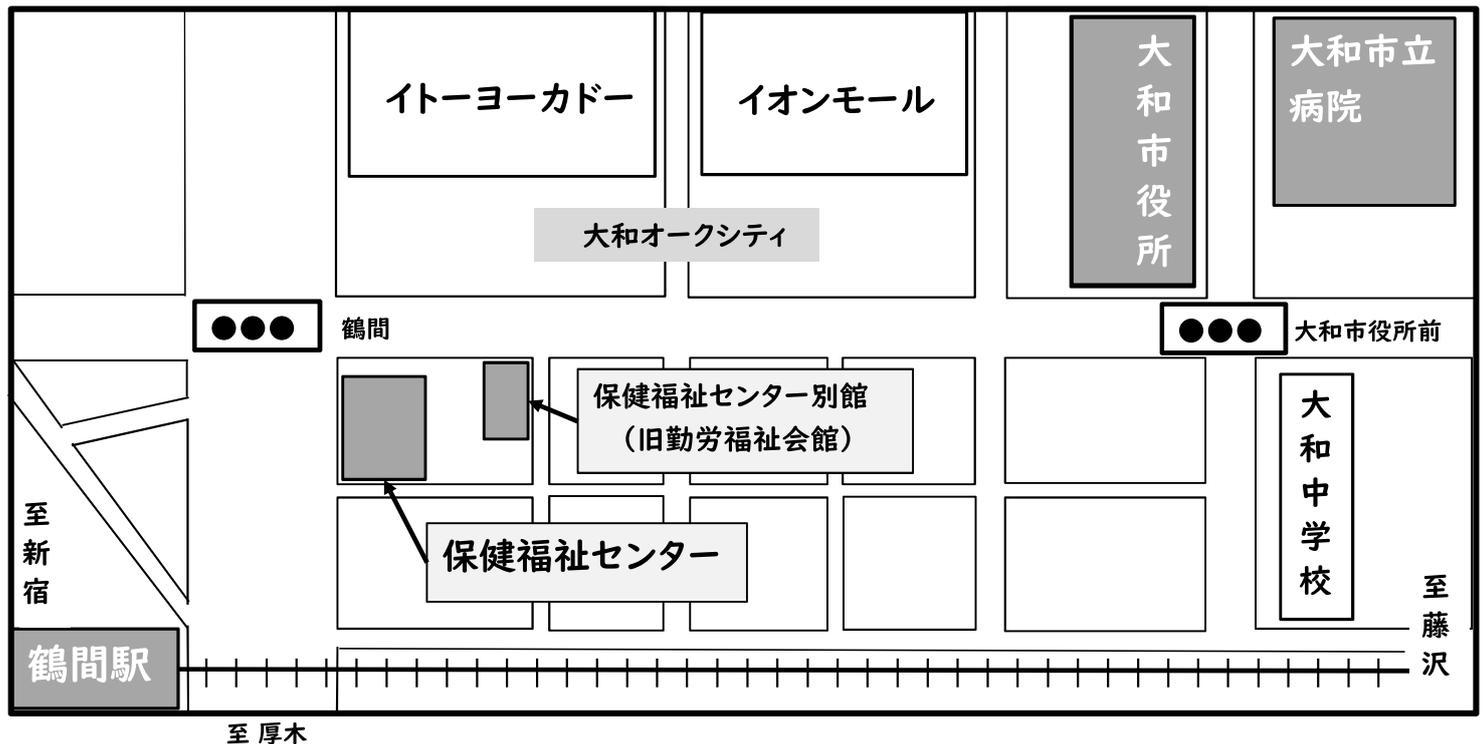
・大和市本籍の方は、1～2週間、死亡届出を他市町村にされた場合は、さらに1週間程度かかります。

・大和市以外の本籍の方は、本籍地にお問い合わせください。

※相続など手続きのため「出生から死亡までの戸籍を取得したいという場合」は、

市民課「証明書交付」窓口2番にてご相談していただくか10ページを参考にご予約ください。

## 【大和市役所案内図】



## 【相続など手続きのため 「出生から死亡までの戸籍を取得したい」場合】

- 大和市では、戸籍をまとめて請求する方のサポートとして、「戸籍一括請求予約ダイヤル」を設置しています。ぜひご利用ください。

※大和市以外の本籍の戸籍を含む場合は、  
本人・配偶者・直系（父母、祖父母、子、孫など）で、  
顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）を  
お持ちの方に限ります。

詳しくは以下の予約ダイヤルまでお問い合わせください。

### ◆戸籍一括請求予約ダイヤル 080-9209-6377

- ご利用の流れ

お電話で収集したい戸籍の内容をご相談ください。

1. 上記、予約ダイヤルまでお電話ください  
・お持ちのご本人確認書類の種類およびご相談者の情報等を伺います。
2. 請求書の送付  
・市役所より、戸籍一括請求交付請求書をご相談者宛てにお送りします。
3. 請求書および本人確認書類（写し）の返送  
・市役所より送られた戸籍一括請求交付請求書に必要事項をご記入の上、  
ご本人確認書類（写し）とともにお送りください。  
※請求いただいた戸籍証明書等の準備には3週間程度かかります。
4. 予約日の確定  
・請求書にご記入いただきました電話番号に市役所からご連絡いたします。  
・ご予約日時の調整をさせていただきます。
5. ご来庁・戸籍の引き渡し  
・ご予約いただいた日時にご来庁いただき、  
窓口にてご本人確認をさせていただきます。  
・戸籍証明書等の引き渡しおよび手数料の精算をさせていただきます。



